

## 北京日本人学校 通学ルール ～保護者用～

北京日本人学校では、保護者組織である保護者委員会内に、「通学安全チーム」が設置されています。  
通学安全チームは、児童生徒の通学安全確保に関する各種取組みの中心として、学校・保護者・バス関係者などと連携しながら活動しています。

### 1. 通学に関する責任

北京日本人学校では、児童生徒の通学について「校門の外は保護者の責任」とされています（学則第4 1条参照）。通学安全チームが保護者の代表で運営されているのも、そのためです。

### 2. 通学方法

#### 1) 通学方法の種類・定義

通学方法は以下の4つです。通学方法の定義・基本要件は後述参照。

##### A. 公寓バス通学

公寓が運行する通学車両による車両通学。

（対象公寓：長富宮・三全・光明・酒仙・亮馬橋外交・麗都・塔園外交・華熙国際・東湖別墅）

- ・ 上記以外の公寓が1世帯の児童生徒の通学車両を運行する場合、D.個人通学となる。
- ・ 上記以外の公寓が2世帯以上の児童生徒の通学車両を運行する場合、B.グループ車両となる。

##### B. グループ車通学（現在は運行されていません。）

保護者又は保護者指定の代理人による2世帯以上の児童生徒からなる車両通学。

##### C. 不動産バス通学

不動産業者が紹介するバス運行会社による車両通学。

（対象不動産業者：大康・北京アジマス）

##### D. 個人通学

保護者又は保護者指定の代理人による通学。

（徒歩・自転車・自家用車・公共バス・タクシー等の交通手段は問わない）

#### 2) 通学方法の登録・管理

通学方法は、新年度開始時・入学転入時・変更時に、保護者が学校の「**家庭環境調査フォーム（オンライン）**」への入力を通じ、登録する必要があります。

**※通学方法が変わった時（引越など）は、速やかに学校に連絡し、変更登録をしてください。**

### 3. 登下校時間及び基本ルール

1) 登校 登校時間：7:30～8:00 ※開門時間：7:30

#### 【全通学方法共通】

✓ 児童生徒は学校正門前で間隔をあけて整列し、教職員による健康観察報告提出有無のチェックを受けた後、入構します。

#### 【D.個人通学】

✓ 開門時間前に学校に到着した場合、開門時間まで保護者が付き添ってください。  
(児童生徒のみで待機してはいけません)

2) 下校 下校開始時刻は、学年・曜日・時期により異なります。

通常の下校開始時刻は下の通り。下校完了時刻は、下校開始時刻の15～20分後です。

下校開始時刻が変更される場合は、学校から月間予定表やお知らせで通知されます。

<4月>

	月	火	水	木	金
小1	13:10	13:10	14:20	14:20	13:10
小2	13:10	15:20	14:20	14:20	15:20
小3	15:20	15:20	14:20	14:20	15:20
小4	15:20	15:20	16:10※	14:20	15:20
小5以上	15:20	15:20	16:10	14:20	15:20

※水曜日の4年生の下校開始時刻は、委員会開催日は14:20になります。

<5月以降>

	月	火	水	木	金
小1	13:10	15:20	14:20	14:20	15:20
小2	13:10	15:20	14:20	14:20	15:20
小3	15:20	15:20	14:20	14:20	15:20
小4	15:20	15:20	16:10※	14:20	15:20
小5以上	15:20	15:20	16:10	14:20	15:20

※水曜日の4年生の下校開始時刻は、委員会開催日は14:20になります。

#### 【A.公寓バス通学／B.グループ車通学／C.不動産バス通学】

✓ 学校校内でバスに乗車し出校します。

#### 【D.個人通学】

✓ 下校開始時刻までに学校正門前付近に到着し待機してください。

✓ 担任の先生が、児童生徒を対面で引き渡します。子どもの学年・クラスが呼ばれたら、校門前に出て、担任の先生から直接引き渡しを受けてください。(兄弟姉妹は、長子と一緒に出てきます。)

✓ お迎えが遅れた場合、児童生徒は保護者の到着まで校門内で先生と待機します。

## 4. 注意事項

### 【A. 公寓バス通学／B. グループ車通学／C. 不動産バス通学】

#### ➤ 保護者

- ✓ 早退時は、保護者から責任もって乗車車両へ変更の連絡すること。
- ✓ 登下校時は「2点（学校と家）1線（どこにも立ち寄らず）」移動をすること。（朝陽区教育委員会からの指示であり、個人通学にも適用されます。）
- ✓ 上記により、バス・グループ車に、通学名簿上の児童生徒以外が乗車することは認められていません。（友人の利用しているバスに乗車し、直接友人宅に遊びに行くことなどはできません）

#### ➤ 児童生徒へ ※各家庭で子どもに十分に伝達、指導してください

- ✓ 乗車中：必ずシートベルトを装着すること。（軽微な事故は時折発生しています。万一のときに命を守る手段ですので、乗車時間が短くともきちんと装着するようご指導ください。）
- ✓ 登校時：降車後は、速やかに学校正門へ向かって歩くこと。一度降車したら車両に戻らないこと。（降車前には、忘れ物・落とし物などがないかよく確認すること）
- ✓ 下校時：乗車後は、座席に座って待機すること。バスの中を歩いたり、ドアから顔を出したりしないこと。一度乗車したら車両から無断で降りないこと。

### 【D. 個人通学】

#### ➤ 保護者

- ✓ 保護者又は保護者指定の代理人が、児童生徒の通学に安全に責任を持って同行すること。
- ✓ 到着が遅れる場合、登録している送迎者が迎えに来られない場合は、事前に **代理人の氏名** もしくは **代理人のこどもの学年クラス・氏名** を、学校へ連絡すること。
- ✓ 緊急連絡がある場合に備え、保護者は学校と連絡が取れるようにしておくこと。

### 【自家用車利用の場合】

#### ■ <登校時>

- ✓ 正門前付近に一次停止し、児童生徒を降車させてください。※正門前以外は禁止です。

#### ■ <下校時>

- ✓ 児童生徒を直接引き渡すため、保護者は車両を降りて学校正門前まで行く必要があります。校門前 50メートルは駐車禁止です。駐車は近隣の駐車スペースを利用してください。
- ✓ 発車時は周囲に児童生徒がいないかを十分に確認し、徐行運転してください。
- ✓ 交通の妨げになるので、学校前でのUターンはしないでください。Uターンは、学校前道路先の突き当たりでしてください。（交通警察から指導を受けています）



- **児童生徒へ** ※各家庭で子どもに十分に伝達、指導してください
- ✓ (徒歩通学の場合) 歩道や道路を横断するときに、話したり、ふざけたりしながら歩かないこと。子どもだけで勝手に道路を横断しないこと
- ✓ 保護者のお迎えが遅れた場合、保護者の到着まで校門内で先生と待機すること。

## 5. 通学に関する連絡

### 1) 通学・登校に関する連絡

通学・登校に関する連絡（**送迎遅延、送迎者変更、早退、休み等**）は、保護者より学校へ電話（学校代表：010-6436-3250）、またはクラス担任へ Wechat などでも連絡してください。

### 2) 通学安全チームへの問い合わせ

通学に関する問い合わせは、下のメールアドレスまでご連絡ください。

通学安全チームメールアドレス：[jsbtsuan@yahoo.co.jp](mailto:jsbtsuan@yahoo.co.jp)

### 3) 登通学方法別グループチャット

通学安全チームは、通学方法別に以下のグループチャット(Wechat)を作成し、運営・管理しています。

必要に応じ、通学に関する情報発信や緊急連絡等を行います。

通学方法	A. 公寓バス	B. グループ車 C. 不動産バス	D. 個人通学
連絡の流れ	通学安全メンバー ⇕ 【バス委員グルチャ】 バス委員 ⇕ 【公寓バスグルチャ】 各公寓保護者	通学安全メンバー ⇕ 【運転手グルチャ】 <u>車両運転手</u> ⇕ ※ グループ車・不動産バス通学保護者	通学安全メンバー ⇕ 【個人通グルチャ】 個人通学保護者
保護者の参加	※ 公寓バスを利用する保護者は、各公寓バス委員が運営する【公寓バスグルチャ】に参加してください。	※ 保護者は、運転手と連絡が取れるようにしておいてください。 ※ 同じ車両を利用する保護者のグループチャットを作成することをお勧めいたします。	※ 個人通学の保護者は、通学安全チームが運営する【個人通グルチャ】に参加してください。

## **【参考】通学方法の定義と基本要**

### **【A.公寓バス】**

定義： 公寓が運行する通学車両による車両通学。

**(対象公寓：長富宮・三全・光明・酒仙・亮馬橋外交・麗都・塔園外交・華熙国際・東湖別墅)**

- ・ 上記以外の公寓が1世帯の児童生徒の通学車両を運行する場合、D.個人通学となる。
- ・ 上記以外の公寓が2世帯以上の児童生徒の通学車両を運行する場合、B.グループ車両となる。

基本要

- ①. 公寓が通学車両を運行し、保護者、公寓スタッフ、公寓指定の添乗員が児童生徒の安全に責任を持って同行すること
- ②. 各公寓でバス委員を定め、緊急連絡があった場合はバス委員から各家庭に連絡できる体制を構築すること
- ③. 乗車名簿・登下校状況報告書兼変更届・通学ルート・緊急マニュアルを提出するとともに、当日乗車名簿を整備すること
- ④. 通学車両の登録事項に変更が生じた場合は、バス委員が所定の方法で通学安全チームへ届け出ること

### **【B.グループ車】**（現在は運行されていません。）

定義： 保護者又は保護者指定の代理人による2世帯以上の児童生徒からなる車両通学。

基本要

- ①. 保護者又は保護者指定の代理人が通学車両を運行するとともに、児童生徒の安全に責任を持って同行すること
- ②. 保護者の代表者を定め、緊急連絡があった場合は、代表者から各家庭に連絡できる体制を構築すること
- ③. 乗車名簿・登下校状況報告書兼変更届・通学ルート・緊急マニュアルを提出するとともに、当日乗車名簿を整備すること
- ④. 通学車両の登録事項に変更が生じた場合は、代表者が所定の方法で通学安全チームへ届け出ること

### **【C.不動産バス】**

定義： 不動産業者が紹介するバス運行会社による車両通学。

**(対象不動産業者：大康・北京アジマス)**

基本要

- ①. 不動産業者が紹介したバス運行会社が通学車両を運行するとともに、児童生徒の安全に責任を持って同行すること
- ②. 緊急連絡があった場合は、通学安全チームからバス運行会社の担当者を通じて、各家庭に連絡できる体制を構築すること
- ③. 乗車名簿・登下校状況報告書兼変更届・通学ルート・緊急マニュアルを提出するとともに、当日乗車名簿を整備すること
- ④. 通学車両の登録事項に変更が生じた場合は、バス運行会社の担当者が所定の方法で通学安全チームへ届け出ること

### **【D.個人通学】**

定義： 保護者又は保護者指定の代理人による通学。

**(徒歩・自転車・自家用車・公共バス・タクシー等の交通手段は問わない)**

基本要

- ①. 保護者又は保護者指定の代理人が、徒歩・自転車・自家用車・公共バス・タクシー等の交通手段で、児童生徒の安全に責任を持って同行すること
- ②. 緊急連絡がある場合に備え、保護者は学校と連絡が取れるようにしておくこと。